|  |  |
| --- | --- |
| 水栓番号 | 第　　　　　　　　　　　号 |

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　三原市水道事業　　三 原 市 長　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者（給水装置の所有者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　　　　　　　（　　　　）※　個人が手書きしない場合及び法人又は個人事業者の場合は，記名押印してください。簡易専用水道小規模貯水槽水道貯水槽水道　　　　　　　　　　 設置条件承諾書　私は，貯水槽水道を設置するにあたり，下記の条件を承諾します。 |
| 給水装置設置場所 | 三原市 |
| 建物の名称 |  | 有効容量 | ㎥ |
| 設備管理責任者 |  |  |

|  |
| --- |
| **記**　１　貯水槽水道の維持管理　　(1) 貯水槽水道の申込者は，水道法，三原市水道事業給水条例等貯水槽水道の関係法令に基づき適正な管理に努めること。特に貯水槽の有効容量が10㎥を超える簡易専用水道は，1年以内ごとに1回の登録検査機関の検査及び清掃をすることが水道法で定められており，必ず実施すること。　　　　また，小規模貯水槽水道は，簡易専用水道に準じて適正な管理に努めること。　　(2) 貯水槽の清掃前には管理者に連絡し，清掃に要する水量に係る水道料金等を支払うこと。　　(3) 貯水槽の点検等，水の汚染防止のための必要な措置を講ずること。　　(4) 給水栓において，水の色，濁り，臭い，味等の外観に注意し，異常を認めたときは，必要な水質検査を行うこと。　　(5) 供給する水が，人の健康を害するおそれがあることを知ったときは，直ちに給水を停止し，その水の使用が危険である旨を関係者に周知するとともに，所轄保健所等の関係機関へ速やかに通報すること。　　(6) 貯水槽等には，「飲料水」であることを明示すること。 |
| 　　(7) ポンプ室内等に，各設備の操作方法，応急処置，設備管理責任者等の連絡場所その他必要な事項を明示すること。　　(8) 維持管理に支障をきたすことのないよう，貯水槽水道の完成配管図面及び関係図書並びに貯水槽の検査や清掃等についての記録を保管し，必要に応じて関係者に提供すること。　　(9) 使用者全体の1日使用水量が計画使用水量に満たないときは，実際の1日使用水量に応じた適正な運転管理に努めること。　２　届出　　(1) 設備管理責任者の選定及び変更の届出　　　　貯水槽水道の維持管理及び事故発生時の迅速な対応を行うため，設備管理責任者を選定し，管理者へ届け出ること。また，変更した場合も同様とする。　　(2) 申込者（所有者の変更の届出）　　　① 貯水槽水道の所有権に変更が生じた場合は，新所有者に対し，この貯水槽水道の維持管理について説明するとともに，遅延なく管理者へ届け出ること。　　　② 申込者に変更が生じたときは，その者にこの承諾書を継承すること。　　(3) 保健所への届出　　　① 簡易専用水道の申込者は，給水を開始したときは，所轄の保健所長に届け出ること。また，届出事項に変更があったときも遅延なく届け出ること。　　　② 所轄保健所が簡易専用水道の指導業務を行うため，この業務に必要な情報を管理者が当該保健所に提供することに同意すること。 |